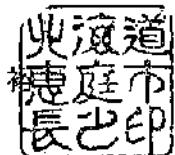


恵庭市職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月26日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第11号

恵庭市職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(恵庭市職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第1条 恵庭市職員の給与の支給に関する規則（昭和35年規則第2号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第5条 (略) <u>(扶養手当の支給)</u> <u>第6条 給与条例第9条第1項の規定による届出は、扶養親族届(様式第1号)により行うものとする。</u>	第1条～第5条 (略) <u>(扶養手当の支給)</u> <u>第6条 新たに給与条例第8条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、扶養親族届(様式第1号)により、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、任命権者において、扶養の事実等を認定することができる場合には、同項の規定による届出を要しない。</u>
第7条 任命権者が、職員から前条_____の届出を受けたときは、申請書記載の扶養親族が給与条例第8条に定める要件を備えているかどうかを確かめて認定しなければならない。 _____	第7条 任命権者が、職員から前条第1項の届出を受けたときは、申請書記載の扶養親族が給与条例第8条に定める要件を備えているかどうかを確かめて認定しなければならない。 <u>前条第2項に規定する場合においても、同様とする。</u>

現行	改正案
2 (略)	2 (略)
第7条の2 (略)	第7条の2 (略)
	<p><u>第7条の3 扶養手当の支給は、職員が新たに給与条例第8条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。</u></p> <p><u>ただし、扶養手当の支給の開始については、第7条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。</u></p> <p><u>2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。</u></p>
(住居手当の支給) 第8条 (略)	(住居手当の支給) 第8条 (略)
2 職員から <u>前項</u> の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。 _____	<p><u>2 前項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合は届出を要しない。</u></p> <p><u>3 職員から第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。前項に規定する場合においても、同様とする。</u></p> <p><u>4 (略)</u></p>
第8条の2 (略)	第8条の2 (略)

現行	改正案
<p>2 給与条例第 9 条の 2 第 1 項第 1 号の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 父母又は</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>配偶者の父母が居住している住宅の一部を借り受けてこれに居住している職員</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>2 給与条例第 9 条の 2 第 1 項_____の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員の扶養親族たる者（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）で他に生計の途がない、主として当該職員の扶養を受けているもの及び給与条例第 8 条第 2 項に規定する扶養親族をいう。）が所有する住宅及び職員の配偶者、職員の父母又は配偶者の父母が居住している住宅の一部を借り受けてこれに居住している職員</p> <p>(3)・(4) (略)</p>
<p>第 9 条～第 9 条の 4 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当の支給)</p> <p>第 9 条の 5 給与条例第 14 条の 3 第 3 項第 1 号の規則で定める額は、別表第 2 のとおりとする。ただし、勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合は、別表第 2 に掲げる額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。</p> <p>2 給与条例第 14 条の 3 第 3 項第 2 号の規則で定める額は、別表第 3 のとおりとする。ただし、勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合は、別表第 3 に掲げる額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。</p>	<p>第 9 条～第 9 条の 4 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当の支給)</p> <p>第 9 条の 5 給与条例第 14 条の 3 第 3 項第 1 号の規則で定める額は、別表第 2 のとおりとする。</p>
	<p>2 給与条例第 14 条の 3 第 3 項第 2 号の規則で定める額は、別表第 3 のとおりとする。</p>
	<p>3 給与条例第 14 条の 3 第 3 項の規則で定める勤務は、同条第 1 項（育児休業法第 16 条（育児休業法第 22 条において準用する場合をふくむ。）又は第 24 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合の勤務とする。</p> <p>4 次に掲げる場合には、給与条例第 14 条の 3 第 2 項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第 2 項の勤務は、同条第 1 項の勤務とみなす。</p>

現行	改正案												
3 前2項 の場合においては、その職員の実際に勤務した時間及び管理職員特別勤務手当の支給額につき、管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿を作成し、整理しなければならない。	(1) 紹与条例第14条の3第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合 (2) 紹与条例第14条の3第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合 5 第1項及び第2項の場合においては、その職員の実際に勤務した時間及び管理職員特別勤務手当の支給額につき、管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿を作成し、整理しなければならない。												
第10条～第15条の2 (略)	第10条～第15条の2 (略)												
(期末手当の支給を受ける職員) 第15条の3 紹与条例第17条第1項の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日(以下「期末手当基準日」という。)に在職する職員(同条例第17条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。 (1) 無給休職者(地方公務員法第28条第2項第1号又は恵庭市職員の分限に関する条例(昭和32年条例第5号。以下「分限条例」という。)第1条の2の規定により休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。以下同じ。) (2)～(8) (略)	(期末手当の支給を受ける職員) 第15条の3 紹与条例第17条第1項の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日(以下「期末手当基準日」という。)に在職する職員(同条例第17条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。 (1) 無給休職者(地方公務員法第28条第2項第1号又は恵庭市職員の分限に関する条例(昭和32年条例第5号_____)第1条の2の規定により休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。以下同じ。) (2)～(8) (略)												
第15条の4～第19条 (略)	第15条の4～第19条 (略)												
別表第1～別表第3 (略)	別表第1～別表第3 (略)												
別表第4(第10条関係)	別表第4(第10条関係)												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>原因</th><th>承認を与える期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>7 前各号に掲げるもの必要と認める期間</td><td></td></tr> </tbody> </table>	原因	承認を与える期間	(略)		7 前各号に掲げるもの必要と認める期間		<table border="1"> <thead> <tr> <th>原因</th><th>承認を与える期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>7 国勢調査指導員又は必要と認める期間</td><td></td></tr> </tbody> </table>	原因	承認を与える期間	(略)		7 国勢調査指導員又は必要と認める期間	
原因	承認を与える期間												
(略)													
7 前各号に掲げるもの必要と認める期間													
原因	承認を与える期間												
(略)													
7 国勢調査指導員又は必要と認める期間													

現行	改正案
<p><u>のほか、任命権者において特に必要と認められる場合</u></p>	<p><u>国勢調査員の事務に従事する場合</u></p> <p><u>8 前各号に掲げるもの必要と認める期間のほか、任命権者において特に必要と認められる場合</u></p>

別表第5 (略)

様式第1号(第6条関係)

様式第1号(第6条関係)
状 素 税 簿

登記番号		姓	名	年	月	日	性別
<u>記入を希望する場合は、下記の通り記入下さい。右の方欄は、左の方欄を記入して下さい。</u>							
被申立人	氏名(姓)	姓	名	年	月	日	性別
配偶者	氏名(姓)	姓	名	年	月	日	性別
子供	氏名(姓)	姓	名	年	月	日	性別
孫等	氏名(姓)	姓	名	年	月	日	性別
<u>記入に際し下記の点にご注意ください</u>							
□「被申立人」欄の「被申立人」欄は、被申立人、被申立人、被申立人、被申立人、被申立人等の各欄を記入して下さい。この他の欄は必ず記入して下さい。左の欄に記入された被申立人であることを示すために、この他の欄の被申立人欄も必ず記入して下さい。左の欄に記入された被申立人であることを示すために、この他の欄の被申立人欄も必ず記入して下さい。左の欄に記入された被申立人であることを示すために、この他の欄の被申立人欄も必ず記入して下さい。左の欄に記入された被申立人であることを示すために、この他の欄の被申立人欄も必ず記入して下さい。左の欄に記入された被申立人であることを示すために、この他の欄の被申立人欄も必ず記入して下さい。							
<u>上記実施により、当社が公私両性を認められない場合は、必ず右記を記入してください。</u>							
被申立人	被申立人	被申立人	被申立人	年	月	日	性別
配偶者	配偶者	配偶者	配偶者	年	月	日	性別
子供	子供	子供	子供	年	月	日	性別
孫等	孫等	孫等	孫等	年	月	日	性別
被申立人	被申立人	被申立人	被申立人	年	月	日	性別
配偶者	配偶者	配偶者	配偶者	年	月	日	性別
子供	子供	子供	子供	年	月	日	性別
孫等	孫等	孫等	孫等	年	月	日	性別

様式第2号・様式第3号 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(恵庭市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第2条 恵庭市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和35年規則第3号)

の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第4条 (略)	第1条～第4条 (略)

現行	改正案
<p>(級別資格基準表の適用方法)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和48年北海道人事委員会規則7-405号。以下「道人委規則」という。)の適用を受ける北海道職員の例による。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。</p>	<p>(級別資格基準表の適用方法)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、別表第3に定める学歴免許等資格区分表(以下「学歴免許等資格区分表」という。)に定めるところによる。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。</p>
<p>(経験年数の起算及び換算)</p> <p>第6条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表の学歴免許等欄の区分の適用にあたって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。</p> <p>2 前項に規定する経験年数の換算については、道人委規則の適用を受ける北海道職員の例による。</p>	<p>(経験年数の起算及び換算)</p> <p>第6条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表の学歴免許等欄の区分の適用にあたって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。</p> <p>2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用にあたって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経験のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、別表第4に定める経験年数換算表に定めるところにより職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。</p>
<p>(経験年数の調整)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項に規定する経験年数の調整については、道人委規則の適用を受ける北海道職員の例による。</p>	<p>(経験年数の調整)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して別表第5に定める修学年数調整表(以下「修学年数調整表」という。)に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前条の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経</p>

現行	改正案
第8条～第11条 (略) (初任給基準表) 第12条 初任給の基準は、初任給基準表(別表第3)に定めるところによる。 (学歴免許等の資格による号俸の調整) 第13条 新たに職員になった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して、第7条の規定により年数を加えることとなる学歴免許等の資格を有する者に対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号俸の号数にその加える年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)の数に4を乗じて得た数を加えて得た号数とする号俸をもって、同欄の号俸とする。	年数とする。 第8条～第11条 (略) (初任給基準表) 第12条 初任給の基準は、初任給基準表(別表第6)に定めるところによる。 (学歴免許等の資格による号俸の調整) 第13条 新たに職員になった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して、第7条の規定により年数を加えることとなる学歴免許等の資格を有する者に対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号俸の号数にその加える年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)の数に4を乗じて得た数を加えて得た号数とする号俸をもって、同欄の号俸とする。
第14条～第16条 (略) (昇格の場合の号俸) 第17条 職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、昇格した日の前日に受けていた号俸に対応する昇格時号俸対応表(別表第4)の昇格後の号俸欄に定める号俸とする。 2～4 (略)	第14条～第16条 (略) (昇格の場合の号俸) 第17条 職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、昇格した日の前日に受けていた号俸に対応する昇格時号俸対応表(別表第7)の昇格後の号俸欄に定める号俸とする。 2～4 (略)
第18条～第22条の2 (略) (昇給区分及び昇給の号俸数) 第23条 (略) 2～5 (略) 6 条例第5条第4項の規定による昇給の号俸数は、昇給区分に応じて別表第5に定める昇給号俸数表に定める号俸数とする。	第18条～第22条の2 (略) (昇給区分及び昇給の号俸数) 第23条 (略) 2～5 (略) 6 条例第5条第4項の規定による昇給の号俸数は、昇給区分に応じて別表第8に定める昇給号俸数表に定める号俸数とする。

現行	改正案
7~11 (略)	7~11 (略)
第24条~第31条 (略)	第24条~第31条 (略)
別表第1・別表第2 (略)	別表第1・別表第2 (略)
	別表第3(第5条関係) 学歴免許等資格区分表
学歴免許等の区分	学歴免許等の区分等の資格
基準学歴区分	学歴区分
1 大学卒	<p>一 博士課程修了</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると市長が認める学歴免許等の資格</p>
	<p>二 修士課程修了</p> <p>(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると市長が認める学歴免許等の資格</p>
	<p>三 専門職学位課程修了</p> <p>(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると市長が認める学歴免許等の資格</p>

現行	改正案		
	四 大学 6 卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると市長が認める学歴免許等の資格	
	五 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると市長が認める学歴免許等の資格	
	六 大学 4 卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 気象大学校大学部（修業年限4年のものに	

現行	改正案		
		限る。) の卒業 (3) 海上保安大 学校本科の卒 業 (4) 上記に相当 すると市長が 認める学歴免 許等の資格	
2 短大卒	一 短大3 卒	(1) 学校教育法 による3年制の 短期大学の卒 業又は専門職 大学の修業年 限3年の前期課 程の修了 (2) 学校教育法 による2年制の 短期大学の專 攻科の卒業 (3) 学校教育法 による高等專 門学校の專攻 科の卒業 (4) 上記に相当 すると市長が 認める学歴免 許等の資格	
	二 短大2 卒	(1) 学校教育法 による2年制の 短期大学の卒 業又は専門職 大学の修業年 限2年の前期課 程の修了 (2) 学校教育法 による高等專 門学校の卒業	

現行	改正案	
		<p>(3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>(4) 航空保安大学校本科の卒業</p> <p>(5) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業</p> <p>(6) 上記に相当すると市長が認める学歴免許等の資格</p>
三 短大1 卒		<p>(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業</p> <p>(2) 上記に相当すると市長が認める学歴免許等の資格</p>
3 高校卒	一 高校専攻科卒	<p>(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業</p> <p>(2) 上記に相当</p>

現行	改正案		
		すると市長が認める学歴免許等の資格	
二 高校3 卒	(1) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると市長が認める学歴免許等の資格		
三 高校2 卒	(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると市長が認める学歴免許等の資格		
4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校（同法第76条第1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修	

現行	改正案		
		了	(2) 上記に相当 すると市長が 認める学歴免 許等の資格
備考			
<p>1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。</p> <p>2 この表に定める年数（修学年数欄の年数を除く。）は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。</p> <p>3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。</p> <p>4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限4年のものに限る。）を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の</p>			

現行	改正案										
	<p>「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。</p> <p>5、その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について市長が別段の定めをした職員については、市長が定める修学年数及び調整年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。</p> <hr/> <p>別表第4(第6条関係) 経験年数換算表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経歴</th><th>換算率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間</td><td>100分の100 以下</td></tr> <tr> <td>その他の期間</td><td>100分の100 以下</td></tr> <tr> <td>学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）</td><td>100分の100 以下</td></tr> <tr> <td>その他の期間</td><td>100分の100 以下</td></tr> </tbody> </table>	経歴	換算率	国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	100分の100 以下	その他の期間	100分の100 以下	学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）	100分の100 以下	その他の期間	100分の100 以下
経歴	換算率										
国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	100分の100 以下										
その他の期間	100分の100 以下										
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）	100分の100 以下										
その他の期間	100分の100 以下										

現行		改正案					
		その他の期間		100分の50 以下			
別表第5(第6条関係)							
学歴区分	就学年数	基準学歴区分					
		大学卒 (16年)	短大卒 (14 年)	高校卒 (12 年)	中学卒 (9年)		
博士課程修了	21年	+5年	+7年	-9年	+12年		
修士課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年		
専門職学位課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年		
大学6卒	18年	+2年	-4年	+6年	+9年		
大学専攻科卒	17年	+1年	-3年	+5年	+8年		
大学4卒	16年		-2年	+4年	+7年		
短大3卒	15年	-1年	-1年	+3年	-6年		
短大2卒	14年	-2年		+2年	-5年		
短大1卒	13年	-3年	-1年	+1年	-4年		
高校専攻科卒	13年	-3年	-1年	+1年	-4年		
高校3卒	12年	-4年	-2年		-3年		
高校2卒	11年	-5年	-3年	-1年	-2年		

現行							改正案						
							中学卒	9年	-7年	-5年	-3年		
別表第3 (略)							別表第6 (略)						
別表第4(第17条関係) 昇格時号俸対応表							別表第7(第17条関係) 昇格時号俸対応表						
昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸						昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸					
2級	3級	4級	5級	6級	7級		2級	3級	4級	5級	6級	7級	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1	1	2	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1	1	3	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1	1	4	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1	1	5	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	1	1	1	6	2	1	1
15	1	1	1	7	7	3	1	1	1	7	3	1	1
16	1	1	1	8	8	4	1	1	1	8	4	1	1
17	1	1	1	9	9	5	1	1	1	9	5	1	1
18	1	2	2	10	10	6	1	1	1	10	6	2	2
19	1	3	3	11	11	7	1	1	1	11	7	3	3
20	1	4	4	12	12	8	1	1	1	12	8	4	4
21	1	5	5	13	13	9	1	1	1	13	9	5	5
22	1	6	6	14	14	10	1	2	2	14	10	5	5
23	1	7	7	15	15	11	1	3	3	15	11	6	6
24	1	8	8	16	16	12	1	4	4	16	12	6	6
25	1	9	9	17	17	13	1	5	5	17	13	7	7
26	1	10	10	18	18	14	1	6	6	18	14	7	7
27	1	11	11	19	19	15	1	7	7	19	15	8	8

現行							改正案						
28	1	12	12	20	20	16	28	1	8	8	20	16	8
29	1	13	13	21	21	17	29	1	9	9	21	17	9
30	1	14	14	22	22	18	30	1	10	10	22	18	9
31	1	15	15	23	23	19	31	1	11	11	23	19	10
32	1	16	16	24	24	20	32	1	12	12	24	20	10
33	1	17	17	25	25	21	33	1	13	13	25	21	11
34	2	18	18	26	26	21	34	2	14	14	26	22	11
35	3	19	19	27	27	22	35	3	15	15	27	23	12
36	4	20	20	28	28	22	36	4	16	16	28	24	12
37	5	21	21	29	29	23	37	5	17	17	29	25	13
38	6	22	22	30	30	23	38	6	18	18	30	26	13
39	7	23	23	31	31	24	39	7	19	19	31	27	13
40	8	24	24	32	32	24	40	8	20	20	32	28	14
41	9	25	25	33	33	25	41	9	21	21	33	29	14
42	10	26	26	34	34	25	42	10	22	22	34	29	14
43	11	27	27	35	35	26	43	11	23	23	35	30	15
44	12	28	28	36	36	26	44	12	24	24	36	30	15
45	13	29	29	37	37	27	45	13	25	25	37	31	15
46	14	30	30	38	38	27	46	14	26	26	38	31	16
47	15	31	31	39	39	28	47	15	27	27	39	32	16
48	16	32	32	40	40	28	48	16	28	28	40	32	16
49	17	33	33	41	41	29	49	17	29	29	41	33	16
50	18	34	34	42	41	29	50	18	30	30	42	33	17
51	19	35	35	43	42	29	51	19	31	31	43	34	17
52	20	36	36	44	42	30	52	20	32	32	44	34	17
53	21	37	37	45	43	30	53	21	33	33	45	35	17
54	22	38	38	46	43	30	54	22	34	34	46	35	18
55	23	39	39	47	44	31	55	23	35	35	47	36	18
56	24	40	40	48	44	31	56	24	36	36	48	36	18
57	25	41	41	49	45	31	57	25	37	37	49	37	18
58	25	41	42	50	45	32	58	25	37	37	50	37	19
59	26	42	43	51	46	32	59	26	38	37	51	38	19
60	26	42	44	52	46	32	60	26	38	38	52	38	19
61	27	43	45	53	47	32	61	27	39	38	53	38	19
62	27	43	45	54	47	33	62	27	39	38	54	38	20
63	28	44	45	55	48	33	63	28	40	39	55	38	20

現行							改正案						
64	28	44	46	56	48	33	64	28	40	39	56	39	20
65	29	45	46	57	49	33	65	29	41	39	57	39	21
66	29	45	46	58	49	34	66	29	41	40	58	39	21
67	30	46	47	59	50	34	67	30	42	40	59	39	22
68	30	46	47	60	50	34	68	30	42	40	60	39	22
69	31	47	47	61	50	34	69	31	43	41	60	40	23
70	31	47	48	62	50	35	70	31	43	41	60	40	23
71	32	48	48	63	50	35	71	32	44	41	61	40	24
72	32	48	48	64	51	35	72	32	44	42	61	40	24
73	33	49	49	65	51	35	73	33	45	42	61	40	25
74	33	49	49	66	51	36	74	33	45	42	62	41	25
75	33	49	49	67	51	36	75	33	45	43	62	41	26
76	34	49	50	68	51	36	76	34	45	43	62	41	26
77	34	50	50	68	52	37	77	34	46	43	63	41	27
78	34	50	50	68	52	37	78	34	46	44	63	42	27
79	35	50	51	69	52	38	79	35	46	44	63	43	
80	35	50	51	69	52	38	80	35	46	44	64	44	
81	35	51	51	69	52	39	81	35	47	45	65	45	
82	36	51	52	70	53	39	82	36	47	45	66	46	
83	36	51	52	70	53	40	83	36	47	45	67	47	
84	36	51	52	70	53	40	84	36	47	45	68	48	
85	37	52	53	71	53	41	85	37	48	46	69	49	
86	37	52	53	71	54	41	86	37	48	46	70	50	
87	38	52	53	71	55	42	87	38	48	46	71	51	
88	38	52	53	72	56	42	88	38	48	46	72	52	
89	39	53	54	73	57	43	89	39	49	47	73	53	
90	39	53	54	74	58	43	90	39	49	47	74	54	
91	40	53	54	75	59		91	40	49	47	75	55	
92	40	53	54	76	60		92	40	49	47	76	56	
93	41	53	55	77	61		93	41	49	47	77	57	
94	..	54	55	78	62		94	..	50	48	78	58	
95	..	54	55	79	63		95	..	50	48	79	59	
96	..	54	55	80	64		96	..	50	48	80	59	
97	..	54	55	81	65		97	..	50	48	81	60	
98	..	54	56	82	66		98	..	50	48	82	61	
99	..	55	56	83	67		99	..	51	49	83	62	

現行						改正案					
100		55	56	84	68			51	49	84	62
101		55	56	85	69			51	49	85	63
102		55	56	86	70			51	49	86	64
103		55	57	87	71			51	49	87	
104		56	57	88	71			52	50	88	
105		56	57	89	72			52	50	89	
106		56	57	90	73			52	50	90	
107		56	57	91	74			52	50	91	
108		56	58	92	74			52	50		
109		56	58	93	75			52	51		
110		57	58	94	76			53			
111		57	58	95				53			
112		57	58	96				53			
113		57	59	97				53			
114		57		98				53			
115		58		99				54			
116		58						54			
117		58						54			
118		58						54			
119		58						54			
120		58						54			
121		58						54			
122		59						55			
123		59						55			
124		59						55			
125		59						55			

別表第5 (略)

別表第8 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(恵庭市職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第3条 恵庭市職員の単身赴任手当に関する規則（平成26年規則第4号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条・第2条 (略)	第1条・第2条 (略)

現行	改正案
(加算額等) 第3条 条例第9条の4第2項に規定する交通距離は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から <u>配偶者</u> _____の住居までの距離により算定するものとする。 2・3 (略)	(加算額等) 第3条 条例第9条の4第2項に規定する交通距離は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から <u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u> の住居までの距離により算定するものとする。 2・3 (略)
(届出) 第4条 (略)	(届出) 第4条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者との別居の状況等を認定することができる場合は届出を要しない。
(確認及び決定) 第5条 市長は、職員から前条_____の規定による届出があったときは、その届出に係る事實を確認し、その者が条例第9条の4第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。	(確認及び決定) 第5条 市長は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事實を確認し、その者が条例第9条の4第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。
(支給の始期及び終期) 第6条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第9条の4第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第4条_____の規定による届出がこれに係る事實の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日	(支給の始期及び終期) 第6条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第9条の4第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第4条第1項の規定による届出がこれに係る事實の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日

現行	改正案
が月の初日であるときは、その日の属する 月)から行うものとする。	が月の初日であるときは、その日の属する 月)から行うものとする。
2 (略)	2 (略)
第7条 (略)	第7条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(切替日における昇格又は降格した職員の号俸の特例)
- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）に昇格又は降格した職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号俸を切替日の前日に受けていたものとみなして規定を適用する。
(雑則)
- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は市長が定める。

